

佐波川渇水調整協議会規約

(名称)

第1条 本会は、佐波川渇水協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、佐波川水系の渇水時における関係利水者間の水利使用の調整を円滑に行い、適切な水利使用の推進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事項を協議する。

- (1) 水利使用の調整の時期及び方法に関すること。
- (2) 佐波川における水利使用の実態に関すること。
- (3) 合理的な水利用の方策に関すること。
- (4) 水利用上の水質の維持に関すること。
- (5) 実施及び連絡体制の確立に関すること。
- (6) その他円滑な水利使用の推進を図るために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる関係行政機関及び水利使用者によって組織する。

- 2 協議会に会長1名及び副会長1名を置き、会長は国土交通省山口河川国道事務所長、副会長は山口県河川課長をもってあてる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長を助け、会長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、次の会議により必要な事項を協議して決定する。

会議は、別表に掲げる委員（委員に支障のある場合には、その代理者）によって構成し、会長がこれを招集するものとし、会長はその議長となる。

- (1) 定例会議
定例会議は、会長が必要と認めた場合に開催する。
- (2) 渇水調整会議
渇水調整会議は、渇水時において会長が必要と認めた場合に開催する。
- (3) 特別渇水調整会議
特別渇水調整会議は、前号の会議において関係河川使用者等（第4条の別表に掲げる者を除く。）との調整が必要であると認めたときに、これを開催する。

(幹事会)

第6条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の運営に関し、協議会に提案する事項をあらかじめ整理するとともに、協議会から委任された事項を処理する。
- 3 幹事会は、別表の幹事の欄に掲げる職にある者をもってあてる。
- 4 幹事会に幹事長を置き、幹事長は国土交通省山口河川国道事務所副所長をもってあてる。
- 5 前項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し、必要な事項は、幹事長が幹事会にはかって定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務を行うため、事務局を国土交通省山口河川国道事務所河川管理課に置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(規約の改正)

第8条 この規約を改正する必要があると認めるときは、会議において委員の3分2以上の同意を得て、これを行うことができる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかって定める。

附則

この規約は、昭和57年6月16日から施行する。

この規約は、平成4年7月30日から施行する。

この規約は、平成6年8月26日から施行する。

この規約は、平成13年9月7日から施行する。

この規約は、平成15年11月13日から施行する。

この規約は、平成19年1月10日から施行する。

この規約は、平成26年12月5日から施行する。

この規約は、令和5年11月7日から施行する。